

碧南市公告第217号

条件付一般競争入札について

碧南市契約規則（平成5年碧南市規則第1号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、条件付一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年10月20日

碧南市長 禰 亘 田 政 信

1 入札に付する事項

- (1) 契約番号 財契契第187号
- (2) 工事名 農業用排水路改良工事
- (3) 路線等の名称
- (4) 工事場所 碧南市稲荷町地内
- (5) 工期 平成20年11月14日から平成21年3月6日まで
- (6) 工事概要 排水路床版工 30メートル
側溝工 30メートル
- (7) 予定価格 金5,308,800円（税込み）

2 条件付一般競争入札者の資格

平成20年度及び平成21年度の碧南市競争入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、土木一式工事に係る許可を受けている者
- (2) 碧南市における入札参加資格者名簿又は市内業者の格付名簿に登載された土木一式工事の総合評点が500点以上の市内業者
- (3) 国、地方公共団体が発注した工事で、元請として今回の工事と同種の工事を施工した実績のある者
- (4) 碧南市入札事務執行要領に定める条件付一般競争入札参加資格者確認結果通知書が発行された者
- (5) 本市から指名停止の処分又はそれに準ずる措置を公告日現在受けていない者
- (6) 本市に納める市税を完納している者
- (7) 公告の日から開札の日までの期間において、「碧南市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」（平成20年2月8日付け碧南市長・愛知県碧南警察署長締結）

に基づく排除措置を受けていないこと。

3 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、碧南市総務部財務課に備付けの碧南市入札事務執行要領に定める条件付一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4 申請書の提出

(1) 期 間 平成20年10月20日（月）から10月23日（木）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 部 数 1部

(3) 提出先 碧南市松本町28番地 碧南市役所総務部財務課
電話 0566-41-3311 内線243

(4) 入札参加資格の確認通知年月日 平成20年10月28日（火）

(5) その他 提出書類は直接持参することとし、費用（設計書等の購入費）は、提出者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。

5 設計図書等購入及び閲覧

(1) 購 入 平成20年10月20日（月）から10月23日（木）までの間、碧南市が設計図書等の印刷契約している業者から購入できる。

(2) 閲 覧 平成20年10月20日（月）から入札日の前日（11月4日（火））までの間、碧南市役所総務部財務課で閲覧できる。

6 入札

(1) 日 時 平成20年11月5日（水）午前9時5分

(2) 場 所 碧南市役所 談話室4

(3) 入札回数 予定価格公表のため1回

(4) 契約条項を示す場所 碧南市役所総務部財務課

(5) 契約条項を示す日時 公告の日から入札書提出の日まで

(6) 最低制限価格 有

(7) 前払金 有

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 入札保証金 免除

(10) 契約保証金 落札者（契約者）は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第33条の規定に該当するときは、免除とする。

(11) 特に定めた条項 入札の参加に当たっては、碧南市建設工事関係入札者心得書（以下「心得書」という。）を熟読すること。また、予定価格公表のため、入札時には、見積もった工事費内訳書を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等を行うための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法、処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法等を契約書に記載するため、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。

7 入札の無効

規則第13条及び心得書第15条に該当する入札のほか、入札者がこの公告に示した資格のない者又は虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。